

政策 2 - (1) -

1. 政策及び目標等

政策	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
達成すべき目標	<p>オンライン利用促進対象手続のうち、オンライン利用率 50%以上を達成していない手続について、利用率 50%以上を達成すること</p> <p>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 情報システム調達の適正化を図る</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部)等により、「オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成 17 年度に策定・公表し、平成 22 年度までにオンライン利用率 50%以上を達成する。」こととされている。</p> <p>「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p>
測定指標	<p>「IT 新改革戦略」におけるオンライン利用促進対象手続のオンライン利用率</p> <p>業務・システム最適化計画に基づく業務処理時間や経費の削減などの効果</p> <p>情報システム調達会議の実施状況</p>

2. 17 年度重点施策等

17 年度重点施策	<p>電子申請・届出の利用推進</p> <p>業務・システムの最適化</p> <p>情報システム調達の適正化</p>
参考指標	<p>電子申請・届出の利用状況(件数)、広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況</p> <p>業務・システム最適化計画の策定状況</p> <p>情報システム調達への C I O 補佐官の関与状況、評価手順の適正化の状況</p>

3. 政策の内容

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、当庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会の下、CIO補佐官の助言・支援を受けつつ、

国民や企業からの申請・届出等手続のオンライン利用の促進
業務・システム最適化計画の策定

などの取組みを行うこととしました。

また、質の高い電子政府の構築実現、安値入札の再発防止等のため、調達態勢の整備(CIO補佐官による関与の明確化等)、調達プロセス管理の適正化、調達仕様書等の充実、調達先決定に係る技術的評価項目の整理、ジョイント・ベンチャー参加への対応、調達結果の評価に重点的に取り組むこととしました。

4. 平成 17 事務年度における事務運営についての評価

(1) 電子申請・届出の利用推進の状況

広報誌や関係団体との意見交換等を通じて、オンライン利用が可能な手続やその利用方法を周知するなどにより、利用者の利便性向上にむけて、オンライン利用の普及に取り組んでいるところであり、17 年度におけるオンライン利用件数は、613,421 件(前年度比 780%増)となっています。

(2) 業務・システムの最適化の状況

18 年 3 月 28 日に主要業務・システムについて、次に掲げる最適化計画を策定しました。

この計画を着実に実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

最適化計画	最適化実施予定時期
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	21 年度
疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画	22 年度
有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	20 年度
金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画	18 年度から順次

(3) 情報システム調達の適正化の状況

17 年度中に情報システム調達会議を 4 回開催し、開催に当たっては、事前に C I

○補佐官等をメンバーとする事前審査会を行いました。

このような取組みにより、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築の実現を図りました。

5. 今後の課題

(1) 電子申請・届出の利用促進

金融庁としては「IT新改革戦略」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

(2) 業務・システムの最適化

「今後の行政改革の方針」(16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」とされており、策定された業務・システム最適化計画の下、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

(3) 情報システムの調達の適正化

安値入札の再発防止、質の高い電子政府の構築実現等のため、調達仕様書等の充実、調達先決定に係る技術的評価項目の整理、調達プロセス管理の適正化、調達結果の評価、ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んで行く必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、金融庁電子申請・届出システムの運用・保守及び業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発に係る予算・機構定員要求を行う必要があります。また、情報システム調達に係る体制強化のための機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。